

ケアプラン点検について

1 事業概要

要介護2（中度）の認定者が増加している点なども踏まえ、新たに軽度の利用者や新規利用者を対象としたケアプラン点検を月間7事業者に対して点検（1時間）を実施します。

（1）介護給付適正化事業の目的及び法的根拠

保険給付の内容及び水準が介護保険法第2条第2項から第4項に掲げるものとなるよう、推進されているか確認することを目的とします。

また、介護保険法第23条の規定により保険給付の状況について照会及びヒアリング等を行う取り組みを進めております。

（2）全体スケジュール

4月から概ね毎月1回実施します。

2 実施概要

各事業の実施に当たって、認定情報と給付情報を突合する「介護給付適正化システム」を活用し、対象事業者及び対象被保険者を抽出します。また、事業の実施にあたっては専門的知識と実績を有する委託先講師と協力して実施します。

| | |
|-------|--|
| 実施方法 | <p>居宅サービス計画書等の書類に基づいて、当該事業所の担当介護支援専門員にヒアリングを行い「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「自立支援に資するものとして十分な内容となっているか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」等の視点で居宅サービス計画書の点検を行う。</p> <p>その際、「介護給付適正化システム」等を活用し、居宅サービス計画等の内容と請求結果との整合性を確認した上で指導等を実施する。また、中度者が増加している状況を踏まえ、より自立に向けた給付が行われているかを確認する。</p> |
| 提出書類 | <p>①アセスメント表（課題分析） ②居宅サービス計画書(1)(2)、週間サービス計画表（交付済みであることがわかるもの） ③サービス利用票・別表（実績の入ったもの） ※詳細は市の通知文を確認してください。</p> |
| 実施の流れ | <p>① ヒアリング1ヶ月前 対象事業者へ市より通知。 ② " 2週間前 事業者が市に書類提出。 ③ ヒアリング当日 上記目的に基づいて指導を実施。 対象事業所自らがヒアリング実施内容を記載し、提出</p> |